

2025年度 地域づくり活動発掘・支援事業 募集要項

1 趣旨

急速な人口減少に直面している本道においては、地域の主役である住民や民間団体が主体となった創意あふれる地域づくり活動を積極的に促すとともに、そうした活動を様々な組織や関係者が各々の強みを活かして共に歩みを進めていく「共創」の取り組みが強く求められています。

こうした状況を踏まえ、はまなす財団(以下、「当財団」という。)では、本事業の趣旨に賛同する関係機関との連携の下、地域の社会課題を解決し、その将来を牽引する地域づくりを進める民間団体の活動を掘り起こすとともに、活動や取り組みが持続的なものとなるよう、活動団体と同じ目線に立ちながら丁寧な伴走を行う、「ハンズオン支援」を展開します。

2 事業区分

(1) 一般枠

当財団が、地域づくり活動(特に食と観光分野)を進める民間団体に対し、助成およびハンズオン支援を行う事業

(2) 連携枠

ア HAL財団&はまなす財団 地域農業連携事業(農業枠)

当財団が、一般財団法人HAL財団と連携して、農業者主体の、農業を核とした地域づくり活動を進める民間団体等に対し、助成およびハンズオン支援を行う事業

イ 第9期北海道総合開発計画に基づく共創推進事業(共創枠)

当財団が、北海道開発局の各開発建設部と連携して、第9期北海道総合開発計画の推進に資する、食と観光分野における地域づくり活動を進める民間団体等に対し、助成およびハンズオン支援を行う事業

3 事業の概要

別表の通りとします。

4 助成金の対象経費

- ・申請された事業、活動等の実施において直接必要な費用とします。
- ・対象経費は、下記「対象経費例」を参照してください。ただし、例示した経費であっても、支払時に都度助成対象としての適否を協議します。

【対象経費例】 試作・開発費、機器購入に係る初期費用、機器リース・レンタル料、設備使用料、通信運搬費、印刷製本費、広告宣伝費、出展料、旅費交通費、専門家謝金・旅費、外注費(委託費)など

- ・経常的な人件費や家賃など、申請団体の維持運営のための費用、食糧費および接待費は対象外とします。
 - ・10万円(税別)を超える機械や設備の購入を希望する場合は、機械の管理・運用方法や、法定耐用年数の期間における継続使用の見込みなどについて購入前に確認します。
- ※詳細は、採択後に交付する「助成金の支給および請求について(2025年度版)」を参照ください。

5 申請方法

(1) 概要

当財団ホームページより申請書類をダウンロードのうえ、必要事項を記入し、添付書類とともに、「11 お問い合わせ／申請先」に記載の申請先メールアドレス宛てに送付してください。

(2) 受付期間

2025年5月8日(木)～6月9日(月) 必着

(3) 申請に必要な書類

提出書類	区分	一般枠	農業枠	共創枠
①申請書(様式1)		○	○	○
②事業計画書(様式2)		○	○	○
③資金計画書(様式3)		○	○	○
④地域農業に関する調書(様式4)			△(※)	
⑤地域共創に関する調書(様式5)				○
⑥その他添付資料(全区分必須) ・申請団体の概要および活動内容や事業内容がわかる資料(定款・規約等、構成員名簿・組織図等、直近3期分の決算書・財務諸表等、その他)やパンフレット等 ・申請する事業や活動等について補足する資料、報道記事、パンフレット等				

※△～申請者が農業者主体の団体ではない場合に限り提出

(4) その他

- ・申請する事業や活動等に複数の団体や組織が関わる場合は、実際にその取り組みや活動の実行主体となる団体が申請者となるよう、事前に十分に検討を行ってください。
- ・同一事業について、複数枠の応募を行うことは不可とします。
- ・申請書類の受領後、2営業日以内に「受領確認メール」を送付します。万メールが届かない場合は、必ず当財団までご照会ください。
- ・申請書類は、本事業の遂行に必要な範囲で下記へ提供します。
 - ①下記「6(1)」に定める審査委員会
 - ②一般財団法人HAL財団(農業枠への申請分のみ)
 - ③北海道開発局(共創枠への申請分のみ)
- ・農業枠への申請に関しては、当財団にて申請書類を受領後、HAL財団にて書類内容等の確認を行います。書類不備など、確認結果に応じて、HAL財団より直接連絡する場合があります。

6 選考方法

(1) 概要

提出書類の確認後、申請内容の詳細について訪問、オンライン等でヒアリングを行い、その後、次の方法で選考を実施します。

区分	選考方法
一般枠	外部有識者による審査委員会を選考
農業枠および共創枠	連携先団体の意見を参考に、外部有識者による審査委員会を選考

(2) 選考の視点

区分	選考の視点
一般枠	①将来にわたり、地域の発展、活性化に寄与する取り組み・活動等であるか。 ②目指すべき成果や目標が明確かつ適切であるか。 ③地域の課題解決や地域特性を活かした取り組み・活動等となっているか。 ④事業計画や資金計画に具体性があり、実現性、継続性のある計画となっているか。 ⑤持続可能な組織体制となっており、地域内外の関係機関の協力・連携が見込めるか。 ⑥ハンズオン支援を理解し、本支援を積極的に活用する意思があるか。
農業枠	(①～⑥に加え) ⑦事業や活動等の中で、地域農業や農業者の関わり、役割が明確になっているか。
共創枠	(①～⑥に加え) ⑧第9期北海道総合開発計画における事業の位置づけが明確になっているか。 ⑨開発建設部との協力・連携体制が明確になっているか。

(3) 選考スケジュール(予定)

- ①ヒアリング(2025年6～7月)
- ②選考(2025年7月)
- ③選考結果通知(2025年7月)
- ④支援開始(2025年7月以降)

7 個人情報の取り扱い

(1) 概要

申請に際して収集した個人情報は、当財団の個人情報保護規程に基づき、本要項に明記された手続きおよび当財団が実施する各種事業のご案内や各種お知らせの目的にのみ利用し、申請団体の同意なしに第三者への開示や提供は行いません。

(2) 外部機関への提供

採択事業・活動等の推進のために当財団が必要と判断した場合、申請団体の同意を得たうえで、当財団と連携・協力関係にある外部機関が支援に参画する場合があります。その際、当該機関に対し、申請団体の情報を提供する場合があります。

8 事業の周知

- ・採択事業・活動等の内容や成果は、当財団のホームページや各種事業にて広く周知します。
- ・被採択団体の皆様においても、事業、活動等の積極的な発信に努めるとともに、実施に当たっては、各種印刷物や成果品において、はまなす財団(各連携枠については、はまなす財団と、HAL財団または北海道開発局)の支援を受けていることを明記するようご協力ください。

9 支援の終了

- ・支援期間終了月の末日までに、当財団が別途定める「終了報告書」と「終了時アンケート」を提出いただきます。
- ・一般枠については、支援終了時点における事業・活動等の進捗度合いや活動成果等について内部評価のうえ、外部委員より講評をいただき、講評結果を公表することがあります。
- ・支援終了後も事業・活動等の継続状況や成果について、当財団よりヒアリングを行う場合があります。

10 支援の中止(辞退)

支援期間中に、被採択団体側の事情により支援対象活動の実施が困難になった場合、および支援対象事業や活動等の内容を大きく変更する場合には、その時点で支援終了とし、速やかに当財団へその旨を報告するとともに、書面により支援の中止(辞退)を届け出ていただきます。

11 お問い合わせ／申請先

事業内容の確認や申請に関しては、下記の窓口までお寄せください。

公益財団法人はまなす財団 担当:根津・井上・則竹・眞田
〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目 札幌センタービル15階
TEL:011-205-5011 メール:shinsei@hamanasu.or.jp

別表（事業の概要）

事業区分	一般枠	連携枠		
		HAL財団&はまなす財団 地域農業連携事業 （農業枠）	第9期北海道総合開発計画に基づく共創推進事業 （共創枠）	
支援対象事業	北海道内において、地域が主体となって取り組んでいる次の事業・活動等 （継続性のある事業に限る（単なるイベントや単年度限りの事業は対象外））			
	①地域資源を活用した食や観光に関する事業・活動等 ②地域経済の活性化に寄与する事業・活動、および地域社会の活性化や地域課題解決を目的とした事業・活動等	農業者主体の、農業を核とした地域づくりに資する事業・活動等	第9期北海道総合開発計画の推進に資する、地域資源を活用した食や観光に関する事業・活動等	
事業、活動等の例	（①に関して） 地域資源を使った新たな観光コンテンツ・サービスの開発、地場の規格外野菜による加工品開発 等 （②に関して） 地域情報の集約・発信事業、空き店舗を活用した地域コミュニティ拠点の整備・運営、地域人材ネットワークの構築 等	地域産品を活用した食の地域ブランド化・6次産業化、農泊などの都市農村交流活動、食育・地産地消活動、農福連携事業 等	地域資源を活用した新たな観光コンテンツの造成、持続可能な観光地域づくりに向けたビジネスモデル開発、農泊などの都市農村交流活動 等	
支援対象者	北海道内において地域づくり活動に資する活動を行う次の団体			
	社団法人、特定非営利活動法人、農地所有適格法人、商工会、観光協会などの民間団体等（複数の団体・個人等により構成された、法人格のない任意団体を含む）	農業者等が組織する団体（法人格のない任意団体を含む） ※構成員に農業者1戸以上が含まれていること。 農地所有適格法人1社は農業者1戸とみなす。	社団法人、特定非営利活動法人、農地所有適格法人、商工会、観光協会などの民間団体等（複数の団体・個人等により構成された、法人格のない任意団体を含む）	
支援内容	助成金	（支援期間を通じて）上限100万円（税込） ※一括払ではなく、申請内容や活動計画に基づく協議の上、当財団が承認した費用について、都度精算払を行う。	（支援期間を通じて）上限120万円（税込） ※一括払ではなく、申請内容や活動計画に基づく協議の上、HAL財団と当財団が承認した費用について、都度精算払を行う。	（支援期間を通じて）上限100万円（税込） ※一括払ではなく、申請内容や活動計画に基づく協議の上、当財団が承認した費用について、都度精算払を行う。
	ハンズオン支援	持続的な活動を目指した組織づくりや事業計画等の策定および計画実行に向けた支援、また、計画実現のための専門家の紹介、その他の支援制度・助成制度等の活用についてのアドバイスなど		
	専門家派遣	当財団が専門的知見に基づく助言や指導が必要であると認めた場合に、必要な知見やスキルを有する専門家を派遣 （上記「ハンズオン支援」とは別枠で運用） ※詳細は、採択後に交付する「助成金の支給および請求について（2025年度版）」を参照		
支援期間	支援開始（2025年7月又は8月）から2027年12月末まで ※ただし、活動計画等により必要性が認められた場合には、最長3年間（2028年7月又は8月）まで延長可			